# 労使協定

労働者派遣法第30条の4第1項

株式会社 凛

作成:2024年4月

# 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 凛(以下「甲」という。)と 株式会社 凛 派遣スタッフ(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### (対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で 「プラスチック製品製造工」,「半導体製品製造工」,「倉庫作業員」「軽作業員」,「一般事務員」,「その他の製品製造等」,「一般機械器具組立工」「金属溶接・溶断設備」「製品製造・加工処理」「電子機器部品組立工」に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という)に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適 用を除外しないものとする。

#### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当と する。

#### (賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。
- (一)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、"令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計」(厚生労働省)の「「プラスチック製品製造工」,「半導体製品製造工」,「倉庫作業員」「軽作業員」,「一般事務員」,「その他の製品製造等」,「一般機械器具組立工」,「金属溶接・溶断設備」「製品製造・加工処理」「電子機器部品組立工」」とする。(二)通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。(三)地域調整については、就業地が熊本県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10年 Bランク:3年 Cランク:0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。 また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第41条に準じて、法律の定めに 従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、下記金額を上限とし、1KM あたり10円を支給する事とする。

		課税され	ない金額
	区分	改正後(平成 28 年 1 月 1 日以後 適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路	各を利用している人に支給する通勤手当	1 か月当たりの合理的な運賃等 の額(最高限度 150,000円)	1 か月当たりの合理的な運賃等 の額(最高限度 100,000円)
	通勤距離が片道 55 キロメートル以上 である場合	31, 600 円	同左
	通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合	28, 000 円	同左
	通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	24, 400 円	同左
② 自動車や自転車など の交通用具を使用してい	通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	18, 700 円	同左
る人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	12, 900 円	同左
	通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	7, 100 円	同左
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	4, 200 円	同左
	通勤距離が片道2キロメートル未満 である場合	(全額課税)	同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等 の額	1 か月当たりの合理的な運賃等 の額	
		(最高限度 150,000円)	(最高限度 100,000円)
	なる。 なる ないである。 ないである。 ないである。 ないである。 ないできる。 ないでもる。 ないでもる。 ないでもる。 ないでもる。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 とっと。 ないでも。 ないでも。 ないでも。 とっと。 とっと。 もっと。 もっと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と	1 か月当たりの合理的な運賃等 の額と②の金額との合計額	1 か月当たりの合理的な運賃等 の額と②の金額との合計額
。	·运动于一个位到用作例不干别	(最高限度 150,000円)	(最高限度 100,000円)

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」 は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

#### (一)退職手当の受給に必要な最低勤続年数:

通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(二)退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数: 「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

#### 第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

- (一) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (二) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

#### (賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、本人の能力、経験、技能及び業務内容等を勘案して各人ごとに決定する。 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第44条に定める方法を準 用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定し時給に含め支給するものとする。

別表 1、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

				基準値	■及び基準	集値に能.	力·経験詞	凋整指数	を乗じた	值
		259	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20 年	参考値(0年)
1	一般事務員	通達に定める職 業安定業務統計	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025	1,190
2	地域指数 ※2	88.6%	938	1,090	1,178	1,211	1,295	1,418	1,795	1,055
3	退職金上乗せ後	5.0%	985	1,145	1,237	1,272	1,360	1,489	1,885	1,108

				基準値	及び基準	集値に能.	力·経験詞	調整指数	を乗じた	値
		498	0年	1年	2年	3年	5年	10 年	20 年	参考値(0年)
1	金属溶接·溶断設備	通達に定める職 業安定業務統計	1,123	1,305	1,410	1,450	1,551	1,698	2,149	1,348
2	地域指数 ※2	88.6%	995	1,157	1,250	1,285	1,375	1,505	1,905	1,195
3	退職金上乗せ後	5.0%	1,045	1,215	1,313	1,350	1,444	1,581	2,001	1,255

	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値									
		565	0年	1年	2年	3 年	5 年	10 年	20 年	参考値(0 年)
	プラスチック製品製造	77. T. C. C. C. T. DW								
1	エ	通達に定める職 業安定業務統計	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038	1,236
2	地域指数 ※2	88.6%	944	1,097	1,186	1,219	1,304	1,427	1,806	1,096
3	退職金上乗せ後	5.0%	992	1,152	1,246	1,280	1,370	1,499	1,897	1,151

				基準値	極び基準 しんしゅう しゅうしゅう しゅう	単値に能	力·経験詞	調整指数	を乗じた	値
569 0年 1年 2年							5年	10 年	20 年	参考値(0年)
1	その他の製品製造等	通達に定める職 業安定業務統計	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038	1,212
2	地域指数 ※2	88.6%	944	1,097	1,186	1,219	1,304	1,427	1,806	1,074
3	退職金上乗せ後	5.0%	992	1,152	1,246	1,280	1,370	1,499	1,897	1,128

				基準値	退及び基準	集値に能	力·経験詞	凋整指数	を乗じた	値
		571	0年	1年	2年	3年	5年	10 年	20年	参考値(0年)
	一般機械器具組立	N= N4								
1	エ	通達に定める職 業安定業務統計	1,131	1,314	1,421	1,460	1,562	1,710	2,165	1,385
2	地域指数 ※2	88.6%	1,003	1,165	1,260	1,294	1,385	1,516	1,919	1,228
3	退職金上乗せ後	5.0%	1,054	1,224	1,323	1,359	1,455	1,592	2,015	1,290

				基準値	■及び基準	単値に能.	力·経験詞	調整指数	を乗じた	値
976 0年 1年 2年 3年 5年 10年 20年 <sub>参考値(0年</sub>							参考値(0 年)			
1	半導体製品製造工	通達に定める職 業安定業務統計	1,048	1,218	1,316	1,353	1,447	1,585	2,006	1,208
2	地域指数 ※2	88.6%	929	1,080	1,167	1,199	1,283	1,405	1,778	1,071
3	退職金上乗せ後	5.0%	976	1,134	1,226	1,259	1,348	1,476	1,867	1,125

				基準値	■及び基準	準値に能.	力·経験詞	調整指数	を乗じた	値
		583	0年	1年	2年	3年	5年	10 年	20 年	参考値(0年)
	電子機器部品組立									
1	エ ニーニー	通達に定める職 業安定業務統計	996	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906	1,127
2	地域指数 ※2	88.6%	883	1,026	1,109	1,140	1,219	1,335	1,689	999
3	退職金上乗せ後	5.0%	928	1,078	1,165	1,197	1,280	1,402	1,774	1,049

				基準値	及び基準	集値に能.	力·経験詞	調整指数	を乗じた	値
754 0年 1年					2年	3 年	5年	10 年	20 年	参考値(0年)
1	倉庫作業員	通達に定める職 業安定業務統計	1,118	1,299	1,404	1,443	1,544	1,690	2,140	1,247
2	地域指数 ※2	88.6%	991	1,152	1,244	1,279	1,369	1,498	1,897	1,105
3	退職金上乗せ後	5.0%	1,041	1,210	1,307	1,343	1,438	1,573	1,992	1,161

				基準値	及び基準	準値に能:	力·経験詞	凋整指数	を乗じた	値
		782	0年	1年	2年	3 年	5年	10 年	20 年	参考值(0 年)
1	軽作業員	通達に定める職 業安定業務統計	1,105	1,284	1,388	1,427	1,526	1,671	2,115	1,253
2	地域指数 ※2	88.6%	980	1,138	1,230	1,265	1,353	1,481	1,874	1,111
3	退職金上乗せ後	5.0%	1,029	1,195	1,292	1,329	1,421	1,556	1,968	1,167

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値								
		54	0年	1年	2年	3年	5年	10 年	20 年	参考値(0 年)	
1	製品製造加工処理	通達に定める職 業安定業務統計	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002	1,191	
2	地域指数 ※2	88.6%	927	1,077	1,165	1,197	1,281	1,402	1,774	1,056	
3	退職金上乗せ後	5.0%	974	1,131	1,224	1,257	1,346	1,473	1,863	1,109	

## 表 2、対象従業員の基本給及び賞与の額

	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額		対応する一般の労	1 +1 + + + + + + + + + + + + + + + + +
等級	一般事務員	(※1)	(%2)	(※4)		働者の平均的な賃 金の額 (※3)	対応する一般の労 働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,600	400	2,000		1,418	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,366 ~	273	1,639	≧	1,211	3年
C ランク 15%	初級(指示されての業務)	1,058 ~	159	1,217		938	0年
	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額		対応する一般の労	
等級	金属溶接·溶断設備	(※1)	(※2)	(%4)		働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,698	425	2,123		1,505	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,450 ~	290	1,740	≧	1,285	3年
C ランク 15%	初級(指示されての業務)	1,123 ~	168	1,291		995	0年
	THE TAY OF THE TEXT	₩ ± 40 mz	# F ##	A SI da	1		T
等級	職務の内容 プラスチック製品製造工	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃 金の額 (※3)	対応する一般の労 働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,610	403	2,013		1,427	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,375 ~	275	1,650	≥	1,219	3年
C ランク 15%	初級(指示されての業務)	1,065 ~	160	1,225		944	0年
	DM 74. 0 57	I tr 45 mx	#5 L ##	A SI ME		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	T
等級	職務の内容 その他の製品製造等	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃 金の額 (※3)	対応する一般の労 働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,610	403	2,013		1,427	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,375 ~	275	1,650	≧	1,219	3年
○ランク 15%	初級(指示されての業務)	1,065 ~	160	1,225		944	0年
	聯級の中家	# + 4.40	告上咖	A ₹1 dx		HG + Z MAN	
等級	職務の内容     一般機械器具組立工	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労 働者の平均的な賃 金の額 (※3)	対応する一般の労 働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,710	428	2,138		1,516	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,460 ~	292	1,752	≥	1,294	3年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	1,131 ~	170	1,301		1,003	0年
		T	W 1 1-				
等級	職務の内容 半導体製品製造工	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労 働者の平均的な賃 金の額 (※3)	対応する一般の労 働者の能力・経験
Aランク	上(管理業務・指導者)	1,585	396	1,981		金の額(※3)	10年
		1			-		
25% Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,353 ~	271	1,624	≧	1,199	3年
	中級(全部門の業務が出来る) 初級(指示されての業務)	1,353 ~ 1,048 ~	271 157	1,624	≧	1,199 929	3年

	電子機器部品組立工	(※1)	(%2)	(%4)		対応する一般の労 働者の平均的な賃 金の額 (※3)	対応する一般の労 働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,506	377	1,883		1,335	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,286 ~	257	1,543	≧	1,140	3年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	996 ~	149	1,145		883	0年

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額		対応する一般の労	対応する一般の労
	倉庫作業員	(※1)	(※2)	(※4)		働者の平均的な賃 金の額 (※3)	働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務·指導者)	1,690	423	2,113		1,498	10年
Bランク	1-07 / A 2008 A 422 L 2 L 2 T 1	1.440	000	1.700		1.070	3年
20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,443 ~	289	1,732	≧	1,279	3 年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	1,118 ~	168	1,286		991	0年
15%							

等級	職務の内容 軽作業員	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労 働者の平均的な賃 金の額 (※3)	対応する一般の労 働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,671	418	2,089		1,481	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,427 ~	285	1,712	≧	1,265	3年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	1,105 ~	166	1,271		980	0年

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額		対応する一般の労 働者の平均的な賃	対応する一般の労
	製品製造加工処理	(※1)	(※2)	(※4)		金の額 (※3)	働者の能力・経験
A ランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,582	396	1,978		1,402	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,350 ~	270	1,620	≧	1,197	3年
C ランク 15%	初級(指示されての業務)	1,046 ~	157	1,203		927	0年

- 1. 賞与については、上記表を参考に時給に含め支給する事とする。半期ごとの勤務評価の結果により、A 評価 (標準より優秀) であれば基本給額の 25%相当、B評価 (標準) であれば基本給額の 20%相当、C評価 (標準より物足りない) であれば基本給額の 15%相当を支給する。
- 2. 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 3. 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 4. 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額により比較するものとする。

#### (退職金について)

退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1の「2」に定める額に5%乗じた額(1円未満の端数切り上げ)とする。

## (賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同し とし、社員就業規則第62条の規定を準用する。

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。 適用する期間は令和6年4月1日からとする。

令和6年3月1日

株式会社 凛 代表取締役 濱口 貞治

労働者代表 林田 能村